

見沼農業活性化対策事業実施要領

(平成12年4月3日決裁)

(平成15年4月1日改正)

(平成21年4月1日改正)

第1 目的

見沼田圃は、古くから農業生産を担う歴史ある地域であるとともに、治水や景観形成などの機能を多面的に併せ持つ貴重な都市近郊緑地空間としても注目され、その保全・活用・創造に高い関心が持たれているところである。

このように、見沼農業が果たしてきた役割は極めて大きいですが、社会的・経済的環境が大きく変化した今日においても、都市近郊農業地帯として農業振興を図る意義は依然として高く、見沼農業の振興のための総合的な対策が求められている。

このため、都市と調和した特色ある見沼農業の実現を図り、見沼田圃の保全・活用・創造に資するため、本事業を実施するものである。

第2 事業の種類

この要領により実施する事業の種類は、次のとおりとし、事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

- 1 農業経営の振興対策
 - (1) 農業経営指導推進事業
- 2 見沼農業支援体制の整備
 - (1) 見沼農業センター運営事業
- 3 公有地化農地活用対策
 - (1) 公有地化農地利用促進事業
 - (2) 公有地化農地復元・管理事業
- 4 都市住民交流拠点整備事業

第3 事業の受益範囲

この事業の受益は、主に見沼田圃内とする。

第4 事業の実施

- 1 社団法人埼玉県農林公社（以下「農林公社」という。）が事業実施主体の場合にあっては、関係機関との十分な調整を行った上で、別紙様式1により当該年度の事業実施計画書を作成し、知事の承認を受け、計画に従って事業を実施するものとする。
- 2 実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、1に準じて変更手続を行うものとする。
 - (1) 事業の種類ごとの事業費の30%を超える変更

第5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、1年間とする。

第6 助 成

県は、毎年度、予算の範囲内において、第2に掲げる事業（県が実施するものを除く。）に要する経費について、別に定めるところにより助成するものとする。

第7 事業の指導推進

- 1 農林公社は、県及び関係市等との密接な連携の下に、事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。
- 2 県は、関係各機関等との連携を図り、総合指導体制を整備するとともに、事業の適正な指導、円滑な推進に努めるものとする。

第8 報 告

農林公社理事長は、事業の完了後速やかに事業の実施内容について、別紙様式2により知事に報告するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、農林部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	採択要件	補助率	備考
1 農業経営の振興対策 (1) 農業経営指導推進事業	<p>地域農業者の活動促進を通じた青年農業者の育成・確保、生産の合理化、見沼田圃産農産物のブランド化等について、農業経営及び技術面から県として積極的な指導推進を行う事業で、内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青年農業者・担い手の組織的活動推進 2 栽培技術研修会等の開催 3 各種イベントの支援 4 新規作物の導入の推進 5 直売農産物の生産供給計画の策定指導 	県	—	—	
2 見沼農業支援体制の整備 (1) 見沼農業センター運営事業	<p>見沼田圃の特色を生かした都市近郊農業を育成するため、見沼田圃内農地の利用調整や利用促進及び都市住民との連携を図る見沼農業センターを設置・運営する事業とする。</p>	(社) 埼玉県農林公社	—	10/10以内	
3 公有地化農地活用対策 (1) 公有地化農地利用促進事業 (2) 公有地化農地復元・管理事業	<p>公有地化農地の利用を促進するため、地域農業者の利用意向調査、農業生産の現状調査等を行う事業とする。</p> <p>荒地化している公有地化農地等を農林公社に委託し、耕作可能な状態に復元・整備するとともに、景観形成作物等を植栽するなど、有効活用を図る事業とする。</p>	県 ((社) 埼玉県農林公社に管理を委託)	—	—	
4 都市住民交流拠点整備事業	<p>都市住民との連携による見沼農業の振興を図るため、市民農園等利用者からの相談業務、農業機械の貸し出し業務等の県民サービスのための体制を整備する。</p>	(社) 埼玉県農林公社			

別紙様式1（第4の1関係）

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

社団法人埼玉県農林公社
理事長 印

平成 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）実施計画の承認について（申請）

見沼農業活性化対策事業実施要領（平成12年4月3日決裁）第4の1の規定に基づき、見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）実施計画の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

注）記の記載は、別紙のとおりとする。

別紙様式1 関係

見沼農業センター運営事業実施計画書

1 方針

2 農地保有合理化等の促進

(1) 目的

(2) 農地の売買等の促進

方 法	内 容

(3) 未利用農地の整備

所 在 地	地 番	地目	面積 (㎡)	備 考
計	筆			

3 市民農園等の推進

(1) 目的

(2) 見沼緑陰大学の開催

項目	開催期日	教室名・開催場所	参加者	備考
市民農園教室				
農業体験教室				
栽培相談会				

(3) 見本園の設置

期 間	場 所	備 考

4 年間活動計画

項 目	活 動 内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考

別紙様式 1 関係

都市住民交流拠点整備事業実施計画書

1 借上費の内容

内 容	備 考

2 事務費の内容

内 容	備 考

3 光熱費の内容

内 容	備 考

4 その他の内容

内 容	備 考

5 添付資料

上記内容に関わる地図等の関係書類

別紙様式2（第8関係）

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

社団法人埼玉県農林公社

理事長

印

平成 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）実施状況について（報告）

このことについて、次のとおり見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）を実施したので、見沼農業活性化対策事業実施要領第8の規定に基づき、報告します。

(別紙様式 2 関係)

平成 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）実施状況報告書

1 事業実施年度

2 事業の内容及び成果等

事業の内容	具体的内容	事業の成果及び今後の課題

3 その他必要な事項